

各 位

会 社 名 株式会社アルゴグラフィックス 代表者名 代表取締役会長執行役員 藤澤 義麿 (コード:7595 東証第一部) 問合せ先 執行役員管理統括部長 長谷部 邦雄 (TEL. 03-5641-2037)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

会社法改正に伴う見直しであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款		変 更 案	
(社外取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)	
第28条	当会社は、会社法第 427 条第1項の	第28条	当会社は、取締役(業務執行取締役等
	規定により、社外取締役との間に、		<u>であるものを除く。)</u> との間に、任務
	任務を怠ったことによる損害賠償責		を怠ったことによる損害賠償責任を限
	任を限定する契約を締結することが		定する契約を締結することができる。
	できる。ただし、当該契約に基づく		ただし、当該契約に基づく責任の限度
	責任の限度額は、100 万円以上であ		額は、100 万円以上であらかじめ定め
	らかじめ定めた金額または法令が規		た金額または法令が規定する額のいず
	定する額のいずれか高い額とする。		れか高い額とする。
(社外監査役の責任免除)		(監査役の責任免除)	
第38条	当会社は、会社法第 427 条第1項の	第38条	当会社は、 <u>監査役</u> との間に、任務を
	規定により、社外監査役との間に、		怠ったことによる損害賠償責任を限定
	任務を怠ったことによる損害賠償責		する契約を締結することができる。た
	任を限定する契約を締結することが		だし、当該契約に基づく責任の限度額
	できる。ただし、当該契約に基づく		は、100 万円以上であらかじめ定めた
	責任の限度額は、100 万円以上であ		金額または法令が規定する額のいずれ
	らかじめ定めた金額または法令が規		か高い額とする。
	定する額のいずれか高い額とする。		

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月18日 定款変更の効力発生日 平成27年6月18日